

ふるさと夏まつりの会会則（案）

（前文：設立の趣旨）

1985年から聖ヶ丘商店街前広場（ひじり館前広場）において毎年続けられている夏まつりは、地域住民と、地元商店・企業などが協力して人材、資金、労力を提供し、自主的、自発的に行っているものです。地域関係者のこの自発的意思に基づく活動が30数年続いていることは、地域の大きな財産であると考えます。今後想定される困難な時代にも耐えうる、地域のこの分厚い協力関係を維持することを目指し、ふるさと夏まつりの継続的な運営体制を作ることとしました。

（名称）

第1条 前文の趣旨に基づき団体を設立し「ふるさと夏まつりの会」と称する（以下「会」と略記する）。

（目的）

第2条 前文の趣旨に則り、「ふるさと夏まつり」を実施することを会の目的とする。

2 会は、目的を遂行するため、実行委員会を組織し実施に任ずることができる。

3 会は、運営資金のほか、ヤグラ、音響設備など目的遂行に関連する資産の管理を行う。

（構成員）

第3条 会は、前文に掲げる趣旨に賛同する個人、および団体を構成する。

2 団体においては、コミュニティセンター運営協議会、町会、自治会、管理組合、学校、PTA、青少年問題協議会、スポーツ振興会、防犯協会、子供会、老人クラブ、各種サークル、同好会等の住民組織、および地元商店、地元企業など地域に関連のある諸団体を含むことができる。

（組織）

第4条 会は、その目的を遂行するために総会と代表と事務局を設ける。

2 総会は会の意思決定機関であり、年1回開催するほか、必要に応じて随時開催する。

3 代表は総会にて選出し、会を代表するとともに、議事進行など全般的な事項の取りまとめを行う。

4 事務局は代表を補佐し総会の意思決定に基づき会の実務を行う。

（会計）

第5条 会は、原則的に構成員、および一般有志の寄付金（協賛金）によって運営する。

2 会計の実務は代表と事務局が行う。

3 総会は監事を選任し、会計及び事業の監査に当たらせることができる。

4 代表は事務局の補佐のもと、年1回予算案を作成し、総会の承認をえなければならない。

5 代表は事務局の補佐のもと、年1回決算報告を作成し、総会の承認をえなければならない。

（その他）

第6条 その他、会則の変更、廃止を含む会則に記載のない事項については総会にて意思決定を行う。

付則 本会則は2016年（平成28年）3月6日から施行する。

(参考：組織図)

